

事務連絡
令和5年5月18日

高齢者福祉施設 施設長
通所系介護サービス事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長
福岡市保健医療局感染症対策部課長
(新型コロナウイルス感染症対策担当)

新型コロナウイルス感染症の陽性者発生に関する 福祉局事業者指導課への連絡の終了について

令和5年5月2日付福岡市事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の対応について」の「4(1)福祉局事業者指導課への連絡」において、5月8日以降も引き続き、陽性者発生の連絡を依頼していましたが、5月17日をもって当該取扱いを終了することとしたので、お知らせいたします。

なお、同事務連絡の「4(2)集団感染の発生及び集団感染が疑われる際の保健所への報告」(※)の取扱いに変更はないため、ご留意くださいますようお願いいたします。

※令和5年5月2日付福岡市事務連絡抜粋

(2) 集団感染の発生及び集団感染が疑われる際の保健所への報告

令和5年4月28日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」の一部改正について(別添参考資料)に基づき、ノロウイルス等の感染症や食中毒が発生した場合などと同様に、新型コロナウイルス感染症についても、施設所在地を所管する保健所への報告をお願いします。

これに加え、当面の措置として、同通知における「介護・老人福祉関係施設」については、**陽性者が1名以上発生した際に、保健所の早期介入による感染制御等の支援が必要な場合は**、各区保健所(健康・感染症対策係)へご連絡くださいますようお願いいたします。

【別添資料】

- 令和5年5月2日付福岡市事務連絡
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の対応について
- 令和5年4月28日付厚労省通知
「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について
(一部抜粋)

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
施設指導係 TEL:092-711-4319
在宅指導係 TEL:092-711-4257